

## 「南砺市まちづくり基本条例」の一部改正にかかるパブリックコメントの募集について

「南砺市まちづくり基本条例（案）」がまとまりましたので、これを公表し、市民の皆さんから広く意見を募集（パブリック・コメント）いたします。

### 1 目的

別添の概要のとおり

### 2 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事業所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ・市内の事務所又は事業所等に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・その他条例改正に利害関係を有する方

### 3 条例案が御覧いただける場所

- ・市ホームページ
- ・各行政センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

### 4 募集期間

- ・令和2年5月1日（金）から令和2年5月10日（日）まで

### 5 募集方法

- ・市ホームページ
- ・各行政センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

### 6 意見の提出方法及び提出先

住所、氏名及び連絡先を明記の上、郵送、ファックス又は電子メールでお送りいただくか、最寄りの行政センターへ提出してください（※様式は自由です。）。

〈郵便〉〒939-1596

南砺市山見1739-2 井波コミュニティプラザ2F

南砺市役所 市民協働部 南砺で暮らしません課 協働のまちづくり係 宛

〈ファックス〉 0763-82-0170

〈電子メール〉 南砺市公式ホームページの検索窓に「パブコメ」と入力され、「南砺市まちづくり基本条例の一部改正にかかるパブリックコメントの募集」ページ下の「お問い合わせ」ボタンを押し、フォームにご意見を入力し、送信してください。

### 7 その他

提出された御意見は、内容を簡潔にまとめ、意見に対する市の考え方を付して、市ホームページ及び各行政センター等の情報公開コーナーで公表します。

※ 意見提出者の氏名など個人情報に関することは非公開とします。

お問合せ先：南砺市 市民協働部 南砺で暮らしません課 協働のまちづくり係

電話 0763-23-2037

## 南砺市まちづくり基本条例の一部改正について（概要）

### 1 改正の理由

平成24年7月1日施行の南砺市まちづくり基本条例は、平成28年3月の改正により条例第35条において、条例の施行の日後4年を超えない期間ごとに条例の見直しを行うこととなっており、平成31年4月からスタートした小規模多機能自治の手法による持続可能な住民自治組織と中間支援組織の位置づけについて、整理するもの。また、字句の訂正を行うもの。

### 2 改正の内容

- (1) 第1条中「住みよい」の次に「持続可能な」を追加します。
- (2) 第3条第5号に中間支援組織の定義を追加します。
- (3) 第7条の住民自治組織の役割について見直しました。
- (4) 第8条の住民自治組織に属する者の責務について見直しました。
- (5) 第5章として、中間支援組織（第10条・第11条）を追加します。
- (6) 第18条協働におけるし役割を見直し、同条を第20条とします。

### 3 施行年月日

令和2年7月1日から施行します。

議案第 号

南砺市まちづくり基本条例の一部改正について

南砺市まちづくり基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年 月 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

南砺市まちづくり基本条例（平成24年南砺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

- 第5章 市民団体及び事業者（第10条—第12条）
- 第6章 市議会（第13条）
- 第7章 市長及び市の職員（第14条—第16条）
- 第8章 協働のまちづくり（第17条—第22条）
- 第9章 行政運営（第23条—第32条）
- 第10章 住民投票（第33条）
- 第11章 条例（第34条・第35条）

」を

「

- 第5章 中間支援組織（第10条・第11条）
- 第6章 市民団体及び事業者（第12条—第14条）
- 第7章 市議会（第15条）
- 第8章 市長及び市の職員（第16条—第18条）
- 第9章 協働のまちづくり（第19条—第24条）
- 第10章 行政運営（第25条—第34条）
- 第11章 住民投票（第35条）
- 第12章 条例（第36条・第37条）

」に

改める。

第1条中「住みよい」の次に「持続可能な」を加える。

第3条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）中間支援組織 市、市民、住民自治組織、市民団体等を仲介し、それぞれ

が円滑な活動を行うための支援を行う団体であって、市長が認定したものをいう。

第7条の見出し中「役割」の次に「及び責務」を加え、同条中「市内各地域の」を削り、「住民自治組織は」の次に「、持続可能な組織運営を行うため」を加え、「全員が参加できる組織の構成、運営方法、会計事務等を定めた会則を制定及び公開し、並びに」を「の意見及び地域課題を把握し、」に改め、「図り、」の次に「及び」を加え、「努めなければならない」を「努めるものとする」に改め、同条に次の2項を加える。

2 住民自治組織は、住民全員が参加できる組織の構成、運営方法、会計事務等を定めた会則を制定するように努めなければならない。

3 住民自治組織は、活動計画、活動報告、予算、決算等を公開し、住民に周知するように努めなければならない。

第8条中「一員として、」の次に「これからも住み続けたいと思える地域となるように地域の課題を自分ごとと捉え、個々に」を加え、「深め、互いに協力する」を「深める」に改め、同条に次の1項を加える。

2 住民は、住民自治組織が開催する事業に協力するよう努めるものとする。

第35条を第37条とし、第34条を第36条とする。

第11章を第12章とする。

第10章中第33条を第35条とする。

第10章を第11章とする。

第9章中第32条を第34条とし、第23条から第31条までを2条ずつ繰り上げる。

第9章を第10章とする。

第8章中第22条を第24条とし、第21条を第23条とする。

第20条中「第17条」を「第19条」に改め、同条を第22条とし、第19条を第21条とする。

第18条中「必要なコーディネーターを養成し、配置する等」を「中間支援組織と連携し、人材育成等を通じて」に改め、同条後段を削り、同条を第20条とする。

第17条を第19条とする。

第8章を第9章とする。

第7章中第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第13条を第15条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

#### 第5章 中間支援組織

(中間支援組織の役割)

第10条 中間支援組織は、市、市民、住民自治組織、市民団体等によるまちづくりに関する活動及び情報発信の支援、連絡、調整、人材育成、各種研修の開催等に努めるものとする。

(中間支援組織の責務)

第11条 中間支援組織は、活動計画、活動報告、予算、決算等を公開するように努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

南砺市まちづくり基本条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 まちづくりの基本原則(第4条)</p> <p>第3章 市民(第5条・第6条)</p> <p>第4章 住民自治組織による住民自治(第7条—第9条)</p> <p><u>第5章 市民団体及び事業者(第10条—第12条)</u></p> <p><u>第6章 市議会(第13条)</u></p> <p><u>第7章 市長及び市の職員(第14条—第16条)</u></p> <p><u>第8章 協働のまちづくり(第17条—第22条)</u></p> <p><u>第9章 行政運営(第23条—第32条)</u></p> <p><u>第10章 住民投票(第33条)</u></p> <p><u>第11章 条例(第34条・第35条)</u></p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市のまちづくりの基本原則を明らかにし、市民、市議会、市の執行機関等の役割及び責務並</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 まちづくりの基本原則(第4条)</p> <p>第3章 市民(第5条・第6条)</p> <p>第4章 住民自治組織による住民自治(第7条—第9条)</p> <p><u>第5章 中間支援組織(第10条・第11条)</u></p> <p><u>第6章 市民団体及び事業者(第12条—第14条)</u></p> <p><u>第7章 市議会(第15条)</u></p> <p><u>第8章 市長及び市の職員(第16条—第18条)</u></p> <p><u>第9章 協働のまちづくり(第19条—第24条)</u></p> <p><u>第10章 行政運営(第25条—第34条)</u></p> <p><u>第11章 住民投票(第35条)</u></p> <p><u>第12章 条例(第36条・第37条)</u></p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市のまちづくりの基本原則を明らかにし、市民、市議会、市の執行機関等の役割及び責務並</p>	<p>章の追加</p> <p>章及び条の繰下げ</p> <p>同上</p>

びに市民主体のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、協働して魅力ある個性豊かな住みよいまちづくりをすすめることを目的とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(住民自治組織の役割)

第7条 市内各地域の住民自治組織は、地域づくり協議会等を中心としてその地域に住居を構え、居住している者(以下「住民」という。)全員が参加できる組織の構成、運営方法、会計事務等を定めた会則を制定及び公開し、並びに住民生活の安心及び安全の確保を図り、福祉、文化活動等を活性化するように努めなければならない。

びに市民主体のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、協働して魅力ある個性豊かな住みよい持続可能なまちづくりをすすめることを目的とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 中間支援組織 市、市民、住民自治組織、市民団体等を仲介し、それぞれが円滑な活動を行うための支援を行う団体であって、市長が認定したものをいう。

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(住民自治組織の役割及び責務)

第7条 住民自治組織は、持続可能な組織運営を行うため、地域づくり協議会等を中心としてその地域に住居を構え、居住している者(以下「住民」という。)の意見及び地域課題を把握し、住民生活の安心及び安全の確保を図り、及び福祉、文化活動等を活性化するように努めるものとする。

2 住民自治組織は、住民全員が参加できる組織の構成、運営方法、会計事務等を定めた会則を制定するように努

字句の追加

中間支援組織の定義の追加

号の繰下げ  
同上

字句の追加

住民自治組織の役割等に係る規定の整備

同上



<p>(住民自治組織に属する者の責務)</p> <p>第8条 住民は、住民自治組織の一員として、その役割について理解を<u>深め、互いに協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>第5章 市民団体及び事業者 (市民団体の役割)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p><u>めなければならない。</u></p> <p>3 <u>住民自治組織は、活動計画、活動報告、予算、決算等を公開し、住民に周知するように努めなければならない。</u></p> <p>(住民自治組織に属する者の責務)</p> <p>第8条 住民は、住民自治組織の一員として、<u>これからも住み続けたいと思える地域となるように地域の課題を自分ごとと捉え、個々にその役割について理解を深めるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>住民は、住民自治組織が開催する事業に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>第5章 中間支援組織 (中間支援組織の役割)</p> <p>第10条 <u>中間支援組織は、市、市民、住民自治組織、市民団体等によるまちづくりに関する活動及び情報発信の支援、連絡、調整、人材育成、各種研修の開催等に努めるものとする。</u></p> <p>(中間支援組織の責務)</p> <p>第11条 <u>中間支援組織は、活動計画、活動報告、予算、決算等を公開するように努めなければならない。</u></p> <p>第6章 市民団体及び事業者 (市民団体の役割)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>住民自治組織の役割等に係る規定の整備</p> <p>住民の責務に係る規定の整備</p> <p>同上</p> <p>中間支援組織に係る規定の追加</p> <p>章の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p>
--	---	--

<p>(市民団体の責務)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(事業者の役割)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p><u>第6章</u> 市議会</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p><u>第7章</u> 市長及び市の職員</p> <p>(市長の役割)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>(市長の責務)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(市の職員の責務)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p><u>第8章</u> 協働のまちづくり</p> <p>(協働の理念)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(協働における市の役割)</p> <p><u>第18条</u> 市は、市民、住民自治組織及び市民団体間の円滑な活動を支援するために<u>必要なコーディネーターを養成し、配置する等協働のまちづくりの推進に努めるものとする。</u>この場合において、当該コーディネーターは、市民、市民団体等からの情報発信を支援し、連絡、調整</p>	<p>(市民団体の責務)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>(事業者の役割)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p><u>第7章</u> 市議会</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p><u>第8章</u> 市長及び市の職員</p> <p>(市長の役割)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(市長の責務)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(市の職員の責務)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p><u>第9章</u> 協働のまちづくり</p> <p>(協働の理念)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(協働における市の役割)</p> <p><u>第20条</u> 市は、市民、住民自治組織及び市民団体間の円滑な活動を支援するために<u>中間支援組織と連携し、人材育成等を通じて協働のまちづくりの推進に努めるものとする。</u></p>	<p>条の繰下げ</p> <p>同上</p> <p>章の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>章の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>同上</p> <p>条の繰下げ</p> <p>章の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ及び市の役割に係る規定の整備</p>
---	--	--

等の役割を担う。

(対等関係の保障)

第19条 (略)

(協働の理念の普及)

第20条 市長は、第17条に規定する協働の理念を将来にわたってまちづくりの基本とするため、地域及び家庭において広くこの理念を理解し、意欲的にまちづくりに取り組むための学び合いの場をつくるものとする。

(情報の発信及び収集)

第21条 (略)

(推進会議の設置等)

第22条 (略)

第9章 行政運営

(行政運営の基本原則)

第23条 (略)

(財政運営の基本原則)

第24条 (略)

(情報の共有)

第25条 (略)

(会議の公開)

第26条 (略)

(対等関係の保障)

第21条 (略)

(協働の理念の普及)

第22条 市長は、第19条に規定する協働の理念を将来にわたってまちづくりの基本とするため、地域及び家庭において広くこの理念を理解し、意欲的にまちづくりに取り組むための学び合いの場をつくるものとする。

(情報の発信及び収集)

第23条 (略)

(推進会議の設置等)

第24条 (略)

第10章 行政運営

(行政運営の基本原則)

第25条 (略)

(財政運営の基本原則)

第26条 (略)

(情報の共有)

第27条 (略)

(会議の公開)

第28条 (略)

条の繰下げ

同上及び条ずれの改正

同上

同上

章の繰下げ

条の繰下げ

同上

同上

同上

<p>(審議会等の委員の公募)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>(意見公募)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p>(意見、要望、苦情等への対応)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p>(行政評価)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>(出資団体等)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p><u>第10章</u> 住民投票</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p><u>第11章</u> 条例</p> <p>(条例の制定及び改廃)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(条例の見直し)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p>	<p>(審議会等の委員の公募)</p> <p><u>第29条</u> (略)</p> <p>(意見公募)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>(意見、要望、苦情等への対応)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p> <p>(行政評価)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p>(出資団体等)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p><u>第11章</u> 住民投票</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p><u>第12章</u> 条例</p> <p>(条例の制定及び改廃)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p>(条例の見直し)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>章の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>章の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>同上</p>
--	--	--